

女性活躍推進法 行動計画

女性が管理職として活躍でき、男女ともに長く勤められる職場環境を作るため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間：2024年4月1日～2026年3月31日（2年間）
（令和6年4月1日～令和8年3月31日）

2. 目標と取組内容

目標 1：管理職に占める女性職員の割合50%以上を目標として以下の取組を行う。

- 令和7年6月 職員を対象とした研修を実施して
女性職員の育成に関する管理職研修等の取組について周知する
- 令和7年2月 職員を対象とした、昇格意欲の喚起または管理職に
必要なマネジメント能力等の向上のための研修を実施する

目標 2：計画期間内に、育児休業取得率を次の水準以上にする。

女性職員・・・取得率90%を維持する
男性職員・・・取得率35%以上にする

<取組内容>

- 令和6年6月 男性職員も育児休業等を取得できることを書面にて
周知、意識付けする（衛生委員会の活用）
- 令和6年4月 新入職員を対象とした研修を実施して労働条件及び育児休業取得
促進を継続し周知する（2ヶ月毎に対象者に実施）

2024年4月1日施行